

## 「地方公共団体財政健全化法と公会計との整合に関するQ&amp;A」(案)

## 1 地方公会計に関するQ&amp;Aの取扱いについて(案)

- 新たに総務省が公表するQ&Aは、平成19年12月に公表し、平成20年2月に改訂した「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A」に追加し、改訂する。
- 新たなQ&Aを追加する場合には、公会計の整備主体である地方公共団体等からも意見を聴く機会を設けることとし、次の手順を経て、公表することとする。
- 処理手順は概ね次のとおり。

(1)事務局(総務省自治財政局財務調査課)によるQ&A(案)の作成

- ・ Q&Aで取り扱う事項は、地方公共団体等から寄せられた質問のほか、会計処理や開示の基本となるルール、実務研究会報告書の記述に関する解釈や実務に適用するときの指針なども含む。

(2)有識者による検討と了承

- ・ 事務局が作成したQ&A(案)を有識者が検討する。
- ・ 有識者による検討主体は、当ワーキンググループとする。ワーキンググループ終了後の検討主体については、公表プロセス自体とあわせて今後検討する。

### (3)Q & A(案)の総務省ホームページ「地方公会計」での公開

- ・ 有識者による検討主体により了承を得たQ & A(案)については、速やかに総務省ホームページ「地方公会計」に「総務省案」として掲載し、掲載日から2週間程度、広く意見を聴取する。

### (4)意見の聴取

- ・ 原則として様式任意で電子メール [chihou-koukaikai@soumu.go.jp](mailto:chihou-koukaikai@soumu.go.jp) により受け付けることとする。なお、個々の意見については直接回答しないこと、聴取した意見については総務省ホームページ等で公開する予定があること、氏名または法人名等が付されていないコメントは有効な意見の提出として取り扱わないこととし、意見を聴取する際に周知する。

### (5)必要な調整を行った上でQ & Aを確定し、総務省ホームページで公開

- ・ 意見聴取期間終了後、必要な調整を行った上で、確定したQ & Aとして総務省ホームページ「地方公会計」に掲載する。

### (6)地方公共団体に対する財務調査課長通知の発出

- ・ 確定させたQ & Aのうち、「新地方公会計の原則や基本となるルール」及び「原則や基本となるルールの解釈や実務に適用するときの指針のうち重要なもの」については、総務省自治財政局財務調査課長名で地方公共団体に通知する。

## 意見受付のイメージ

### Q&A(総務省案)の公開

平成 20 年〇月〇〇日

総務省自治財政局

財 務 調 査 課

### Q&A(総務省案)第 20-1 号

「地方公共団体財政健全化法と地方公会計との整合にかかるQ&A①」

「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」において、Q&A(総務省案)「地方公共団体財政健全化法と地方公会計との整合にかかるQ&A①」の了承が得られたため、総務省ホームページに公開します。

\*\*\*\*\*

#### ご意見の募集

本Q&A(総務省案)の公開は、広くご意見を伺うことを目的に行うものです。本Q&A(総務省案)にご意見がございましたら、原則として下記電子メールアドレスあて、指定された表題を付したうえでお寄せください。なお、お寄せいただいたご意見については直接回答しないこと、ご意見は総務省ホームページ等で公開することがあること、氏名または法人名等が付されていないご意見は無効とさせていただくことについて、あらかじめご了承ください。

◎ご意見提出先電子メールアドレス：[chihou-koukaikei@soumu.go.jp](mailto:chihou-koukaikei@soumu.go.jp)

◎電子メールアドレス表題：【意見提出】Q&A総務省案第20-1号

◎ご意見提出期限 〇月〇〇日